

【資料 1】

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会での意見・提案等に対する回答・計画への反映等

No.	意見・提案等	意見・提案等に対する回答・計画への反映等
1	<p>調整交付金の話に関連するが、計画（案） p13に将来人口の推計について、令和6年度から令和8年度の75歳以上の方の推計、割合は示されていますが、85歳以上の方の割合はどうか教えていただきたい。</p>	<p>85歳以上の人口の推計については、資料2-①（表-①）で示しておるとおり、減少傾向にあります。また、第1号被保険者数に対する加入割合については（表-③）のとおり、低くなる傾向が伺えます。一方、（表-②）全国の第1号被保険者数を見ると、85歳以上の人口は令和3～5年にかけて増加しており、加入割合についても（表-④）で示すとおり、高くなる傾向が伺えます。（表-③）と（表-④）を比べると、令和7年度には宍粟市と全国の数値が逆転し、これが調整交付金が基準である5%を下回る一つの要因となると考えられます。調整交付金見込交付割合の算出方法は後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合によって算出されますので、参考に資料2-②及び資料2-③を添付しております。その結果、地域包括ケア「見える化システム」より調整交付金見込交付割合は令和6年度より基準である5%を下回る見込みとなっております。</p>
2	<p>本計画（案）第5章「介護保険事業等の体制」の（2）「施設・居住系サービスの推進」の中で、⑦「介護医療院」について市の方針が示されていないように思う。計画における介護医療院の整備等の考えを示してほしい。</p>	<p>（p94）⑦「介護医療院」について、「利用者数は大きく増減を示す傾向はない見込みであり、市内での整備予定はありません。利用者は市外でのサービス利用となっております。」と追記します。</p>
3	<p>障がいサービス利用者が65歳に到達すると介護保険サービスへの移行が基本となると思うが、本計画にその推進体制を盛り込むことや、障がい福祉担当課との連携体制について検討し示してほしい。</p>	<p>計画（案）（p107）第7章「計画推進体制」の「2 庁内における連携体制」において、「本計画に係る事業は、保健事業、介護サービス、障がい福祉サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや交通政策、生涯学習等多岐にわたる施策が関連します。このため、関係各課が連携し、一体となった取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。」と示し連携体制を図ります。また、障がいのある人の地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する「基幹相談支援センター」を（p55）第3章「計画の基本方針」の「宍粟市がめざす地域包括ケアシステム イメージ図」の中に示し、（p58）第4章「施策の展開」基本目標1「地域包括ケアシステムの深化・推進」（1）「相談体制・情報提供の充実」における主な取組の「相談体制の強化」欄において、「高齢者のみではなく、ヤングケアラーやひきこもり、障がいのある人、生活困窮者等の多重問題世帯や処遇困難事例、権利擁護等の多様な相談や幅広い分野の相談が増加するとみられることから、相談対応職員の研修、勉強会等を通じて、職員のスキルの向上とともに、関係機関と連携が十分取れるような相談体制の強化を図ります。」と明記し、連携・推進体制を図ります。</p>